

令和8年度（2026年度） 湖南省教育方針

～「一人ひとりが世の光になる教育」の創造～

はじめに

「子どもたちは無限の可能性を秘め、自ら輝く存在である」という信念。これが湖南省教育の根幹にあります。近江学園を創設し、「社会福祉の父」と呼ばれた^{注1}糸賀一雄氏が「この子自身が育つ力をもっているから、育てさせてもらうことができる」と述べられたように、一人ひとりの伸びる時期は異なりますが、どの子どもにも伸びる力や、意思決定する力があることを信じて向き合うことが「教育の原点」です。令和の時代の教育を進めるにあたり、今一度「教育の原点」を確認して、本市教育を推進します。

「湖南省教育方針」のサブタイトルは、「一人ひとりが世の光になる教育の創造」。この「一人ひとり」には「子どもたち」だけでなく大人も含まれています。

それは、子どもたちが世の光となるだけでなく、子どもたちを取り巻く大人たちも、誰もが生涯学び続けることで、共に世の光になる。そんな「一人ひとりが大事にされる」教育の創造を目指しているからです。

今、子どもたちを取り巻く環境は、急速な ICT の進展やグローバル化、人口減少や少子高齢化、さらには多様な価値観の広がり、メンタルヘルスの問題など、これらの要因が複雑に絡み合い、大きく変化しています。

湖南省教育委員会は、予測困難な時代にあっても、子どもたちが未来社会の創り手となれるよう、また、^{注2}Society5.0で活躍できるよう、主体性を育み、「当事者意識」を醸成し、一人ひとりの自立を支える教育を追求し続けます。

湖南省の小中学校は、明日を担う子どもを育てるため、引き続き「楽しくて力のつく湖南省教育」を標榜し、「子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て、『生きる力の根っこ』を太くする」をスローガンとして学校教育に取り組みます。

「生きる力の根っこ」は自尊感情です。本市教育が築き上げてきた、「たて・よこ・ななめにすき間なく、どの子ももらさない指導・支援体制」を土台とし、安全・安心な教育環境を整え、教職員が湖南省教育に携わることに誇りをもてるよう心理的な余裕を生み出します。このことが「『学び合う集団づくり』による仲間づくり」、「『子どもの学びづくりプロジェクト』による学びの保障」、「『地域との連携・協働』によるふるさと意識の醸成」を取組の三本柱として、子どもたちの自尊感情を育む教育を推進する力となります。

合わせて湖南省教育においては、子どもたちも教職員もともに^{注3}ウェルビーイングの向上を実現していくことを大事にしていきます。

市教育委員会が本方針を定めるにあたっては、すべての教職員そして湖南省教育に携わる様々な立場の方から意見を求める機会をもちました。本方針について自らの意見を持ち、伝えることが「当事者意識」をもつことの始まりです。また、すべての者が「当事者意識」をもって湖南省教育に取り組むことができているかどうか、常にそのことを振り返ります。

^{注1} 糸賀一雄氏：1914－1968 鳥取県生まれ。社会福祉の実践家。知的障がい児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」や西日本で最初の重症心身障害児施設「びわこ学園」を創設するなど知的障がい児の福祉と教育に尽力。戦後日本の障がい者福祉を切り開いた第一人者であり、「社会福祉の父」とも呼ばれ、「この子らを世の光に」と訴え続けた。

^{注2} Society5.0：第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提言された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。Society1.0狩猟社会、Society2.0農耕社会、Society3.0工業社会、Society4.0情報社会に続く。

^{注3} ウェルビーイング：体的・精神的・社会的により状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

1 たて・よこ・ななめにすき間なく、どの子ども、もらさない指導・支援体制

- ・湖南省発達支援システムが発足し、24年目となります。今年度も引き続き、支援が必要な子どもについて、就学前から義務教育終了後へ、教育部局のみならず市長部局を含めた組織としてつないでいきます。
- ・就学前教育を、さまざまな学びの芽を育む「芽生えの教育」「学びに向かう力を育てる教育」と捉え、生活や学習の基盤づくりにつながるように努めます。保育所・認定こども園・幼稚園での学びが小学校でも生かせるよう、市長部局のこども未来応援部との連携を更に充実させます。そのために^{注4}「**幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿**」を園と学校で共有し、幼児期の遊びを通した自発的・主体的な学びが、小学校での自ら課題を見つけ追究し仲間とともに解決していく学習につながるよう、就学前教育と小学校教育の接続を図ります。
- ・特別支援教育にかかる就学支援の取組については、市立校園・私立校園にかかわらず、共通理解のもと、進めていきます。
- ・発達特性に対する支援のみならず、何らかの支援が必要でありながら、福祉施策・人権施策、生徒指導対応等、保健・福祉・医療・教育・就労関係者との連携ができずに、支援体制からもれている子どもについての気づきを大切にします。学校や関係機関が連携し合い、対象となる子どもを把握するとともに、ことばの教室、ふれあい教育相談室、少年センター等の支援機関を活用して必要な支援を行います。
- ・学校は、社会福祉士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭児童相談室、子ども家庭総合センター、警察署、校医、民生委員・児童委員、主任児童委員、フリースクール等民間施設との幅広い連携を重視し、発生した事案に速やかに対応するとともに、関係機関との連携をより密にし、個別の事情に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・子どもたちの学力保障と進路保障において、^{注5}「**らくらく勉強会**」^{注6}「**すまいリー事業**」^{注7}「**高校等訪問事業**」は、大きな役割を担っていることから、今後も継続していきます。
- ・改正された「児童虐待の防止等に関する法律」は、体罰の事例について具体的に示しています。本市が全国に先駆け教育委員会に配置している福祉との連携を図る専門職（社会福祉士）と、家庭児童相談室・子ども家庭総合センター等関係機関との連携をさらに緊密にし、子どもの虐待防止、早期発見に努めます。また、この体制は自分では気がついていない、あるいは自分から声を上げることができないヤングケアラーの対応にも機能しています。
- ・令和7年4月、甲西中学校に県下初の夜間学級を開設することができました。滋賀県在住あるいは本市在勤の人で、小中学校在学中にやむを得ない事情で形式卒業者になっている人や、すでに就職している方で、ぜひとも義務教育を学び直したいという意欲のある人、今もそしてこれからも日本の社会を支えながら勉強をしたい、中学校卒業資格の取得を目指したいという思いがある外国籍・外国にルーツをもつ人等、学びたい理由は多様ですが、学びたい人の思いを大切にし、学校の運営に取り組みます。

^{注4}幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に伴い平成30年4月より施行。5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）・10の姿の視点（健康な心と体・自立心・協同性・道徳性/規範意識の芽生え・社会生活との関わり・思考力の芽生え・自然との関わり/生命尊重・数量/図形/文字等への関心/感覚・言葉による伝え合い・豊かな感性と表現）からなる。

^{注5}らくらく勉強会：目的は「家庭の教育力や経済的基盤が弱く、それらが学習環境や学力に影響し、家庭学習や自主学習の習慣の確立が必要な児童生徒に対し、放課後に居場所や学ぶ場所を提供する」としているが、学校からは全児童生徒へ呼びかけている。開催場所は学校やまちづくりセンター等。「宿題をする」「毎日の学習習慣をつける」ために、学習支援を行っている。

^{注6}すまいリー事業：外国にルーツのある児童生徒のための学習支援活動。夏季休業中を活用し、通訳を交えて、在籍校の教職員を中心に関係者のスタッフで、個別支援に近い学習会を開いている。

^{注7}高校等訪問事業：湖南省人権教育ネット推進事業における取組の一つ。年度初めと毎学期1回、高校等進路先（令和7年度対象校67校）を訪問等し、進学・進級後の状況を確認している。不適応を起こしている生徒については、個別対応や高校等での指導・支援につながる情報交換を行っている。年間を通して、義務教育終了後も見守り、状況に応じて連携を図っている。

2 安全・安心な教育環境づくり

- ・学校には子どもの命を守るという責任があります。子どもの命を預かり、守る覚悟を再認識し、学校での安全・危機管理とともに、地域や消防署・警察署との連携・協働を重視した取組を進めます。また、今後30年以内の発生確率が、「60～90%程度以上」または「20～50%」とされる南海トラフ地震については、日頃から防災意識の向上に努め、危機管理局やまちづくり協議会と連携し、学校が避難所となることも十分に想定して対応します。日頃からの防災意識の向上に努めます。
- ・今後も新たに発生するであろう感染症については、コロナ禍での経験を十分に生かし、必要な対策に取り組んでいきます。
- ・近年の最高気温の上昇や熱中症発生状況等について、細心の注意を払います。また、子どもたちが自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導します。
- ・通学路の安全対策については、地域の方々の要望等をしっかり踏まえ「湖南省通学路等安全推進会議」を中心に関係機関や関係部署が緊密な連携を図り、安全確保に努めます。
- ・学校給食の提供については食の安全確保・地産地消に努めます。
- ・教育環境の向上のため、老朽化対策や設備の機能強化など学校施設の整備を推進します。
- ・すべての子どもが安心して生活し学べるよう、^{注8}学校・警察連絡制度の活用や、関係機関との連携を密にします。

^{注8} 学校・警察連絡制度：児童生徒の非行を防止し、犯罪被害から保護することによりその健全な育成をはかることを目的とする制度

3 教職員の資質向上と働き方改革およびハラスメントの防止

- ・全校あげての教育実践の取組成果を左右するのは、学校のチーム力です。教職員の明るく元気な姿が子どもを元気にすることから、同僚性を高め、笑顔が絶えない職場づくりを推進します。同僚性の高まりは、風通しのよい職場環境の向上にも寄与し、教職員のハラスメント防止にもつながります。
- ・「次世代の湖南省教育を担うリーダー養成」を目的とし、文部科学省と連携して実施する「アドバンス研修」、市内に勤務する教職員等を講師にした「教師力アップセミナー」、東京学芸大学と連携した研修を継続し、その充実を図ります。また夏季休業中に実施する「湖南省保育士教職員全員研修会」は「Edu Fes Konan」として、「楽しくて力がつき元気になる研修会」を目指して開催します。
- ・子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員の働きがいとウェルビーイングを高める必要があります。このことは、教育の質を高めることにつながります。
「湖南省立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」を基に、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を新たに策定し、地域の理解を深めるための周知・広報に努めます。また、取組を公表するとともに、各学校の教職員の勤務時間管理及び健康管理、業務の見直しを進め、地域や保護者の理解を得ながら、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。
- ・スポーツ庁と文化庁が^{注9}中学校における部活動については地域展開を推進していく方針を、^{注10}令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動に在り方等に関する総合的なガイドライン」で示しました。これを受けて、湖南省立中学校の部活動地域展開推進協議会を開催し、湖南省にふさわしい部活動の在り方等について協議し、湖南省立中学校の部活動地域展開推進計画を策定します。
- ・保護者や地域の信頼を得ることは、学校教育を推進するうえでの土台となることから、教職員が当事者意識を持って参加する不祥事防止研修に積極的に取り組みます。
- ・教職員が個人として尊重される快適な職場環境を確保するために、「湖南省公立学校職員の

ハラスメント防止等に関する要綱」に則り、ハラスメントの防止に努め、また万一ハラスメントに起因する問題が発生した場合、速やかな問題解決に努めます。

注9 中学校部活動地域展開:スポーツ庁は運動部・文化庁は文化部の休日の部活動について、令和13年度までに地域展開実現を目指す方針を示した。

注10 令和7年12月には、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から5年間を「改革実行期間」とし、全国的な実施・定着に向けた取組を進める枠組みを示した。

4 学校教育における取組の三本柱

(1) 仲間づくり ～多様性を認め合う～ 「学び合う集団づくり」の取組

- ・本市教育の強みの一つ「湖南省学校・園人権教育基底プラン」に基づき、脈々とつないできた人権教育の取組、特別な支援や日本語指導を必要とする子どもたちへの指導支援を着実に進めます。
- ・子どもの学びの場である学校・教室が安全・安心な場所となり、心の拠りどころとなるよう「ほめて・認めて・励ます」学級づくりを推進し、教室の空気感(安心・楽しい・成長・満足)をますます浸透させます。教室は本来、多様な個性が出会い、学び合い、高め合う場所です。しかしながら、安心して学べるはずの教室が、ときにいじめの発生場所となり得ることを教職員は自覚し、子どもたちが互いを尊重し、認め合うことのできる仲間づくりを推進します。
- ・「湖南省いじめ問題対策連絡協議会等条例」および「湖南省いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。また未然防止の取組として全ての子どもを対象として行う注11**発達支持的生徒指導**を推進し、自己有用感・自尊感情を高めます。
- ・いじめ防止や命の尊さについて、子どもたちが自らの課題として考え、校内のみならず、地域に発信していくことを通して、いじめをなくすための行動を起こすことのできる環境形成に取り組めます。
- ・スマートフォンなどの携帯端末(*以下 スマホ)を持つ子どもが増えたことにより、その取扱によっては子どもへの犯罪の危険性が高まるだけでなく、トラブルやいじめも見えにくいものになっています。注12**情報リテラシー**を高める取組を進めるとともに、フィルタリング等の設定や見守りなどの情報モラルについても指導し、保護者にも啓発します。また、今一度注13「**湖南省スマホ使用3ヶ条**」の浸透を図ります。
- ・人権教育の推進のために、「湖南省学校・園人権教育基底プラン」に基づいた取組を充実・発展させるとともに、「湖南省人権教育ネット推進事業」注14「**生きぬく力の礎育み事業**」を通して、中学校区ごとに学校・園・家庭・地域・関係機関の連携を重視しながら、部落差別問題学習等の資料や教材についても開発・研究を深めます。
- ・人権に関する課題は日々絶えることなく発生します。課題にいち早く気付き対応するために、教職員が人権感覚を磨き続けます。
- ・性教育を人権教育としても位置づけ、多様性を認める教育の充実へとつなぎます。また、文部科学省・内閣府が作成した注15**生命(いのち)の安全教育指導**の手引きを参考に推進し、子どもの性被害防止に向けた啓発を行います。
- ・発達支援システム発祥の地である本市は、とりわけ特別支援教育・インクルーシブ教育にも率先して取り組んできました。共に学ぶことに配慮しつつ、支援の必要な子どもを含むすべての子どもたちが、もてる力を十分に発揮できるよう、通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校は、「連続性のある多様な学びの場」であると考えています。本市の特別支援教育をさらに充実・発展させるとともに、その成果を広め、教職員の資質と実践力の向上を図ります。

- ・湖南省発達支援システムの機能を活かし、巡回相談や専門家チームにおける検討を反映させた基礎的環境整備に基づき、支援を必要とする子どもたちへの合理的配慮を充実させます。
- ・学校に行きづらさを感じる子や不登校の子どもには、早期対応を重視し、学校と関係機関との連携を強化します。各校「不登校対応コーディネーター」が中心となり、特別支援教育の観点も踏まえつつ社会的自立に向けて一人ひとりが自信をもって一步を踏み出せるよう支援します。また、すべての子どもたちにとって、学校が安全・安心で魅力ある場所となるよう取組を続けるとともに、各校に必要な応じて「校内教育支援センター（つながる教室）」を設置し、居場所と学びの場をつくります。
- ・生きづらさを強く感じている子どもには、周りの大人が共感的姿勢で関わり、子どもたちが自らSOSを出せる力を育む取組を進めます。
- ・日本語初期指導教室「さくら教室」は、来日間もない子どもたちに日本語の基礎や学校生活を送る上での生活習慣やルールを身につけることができる本市の特徴的な取組です。各学校の外国籍・外国にルーツをもつ子どもたちの国籍は、南米系が多くを占めていますが、近年東南アジアを中心に多国籍化しています。指導者不足や子どもたちの多言語化という新たな課題に対して、ICTの活用や湖南省国際協会等の協力を得ながら対応します。
- ・各学校に在籍する外国にルーツのある子どものみならず、その保護者には通訳が必要な場合がほとんどです。通訳者、母語支援員の配置や、1人1台端末にダウンロードされている翻訳アプリの効果的な利用に努めます。

注¹¹ 発達支持的生徒指導 … 「特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの」「具体的取組例：日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ」（令和4年12月に改定された「生徒指導提要」より）

注¹² 情報リテラシー…受け手として情報を読み解き、送り手として情報を表現・発信するとともに、情報のあり方を考え、行動していくことができる能力。

注¹³ 湖南省スマホ使用3ヶ条 … 平成29年度に、湖南省教育委員会・湖南省PTA連絡協議会・湖南省小中学校校長会・湖南省生徒指導主任主事会・「早寝・早起き・朝ごはん」推進校の代表者により作成された ㊦… 個人情報流さない（犯罪防止）㊧… 仲間も自分も大切にできていますか？（いじめ防止）㊨… ん？！ 送る前に内容を確認しましょう!!（いじめ防止）㊩… 使用時間守ります（中学生は夜10時以降、小学生は夜9時以降は使いません。）度。平成21年6月より本格運用。

注¹⁴ 生きぬく力の礎育み事業：困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制の構築を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことのできる居場所づくり、自己有用感や自己効力感を味わうことのできる出番づくりに取り組むことによって自尊感情を育むことを目的としている。滋賀県教育委員会からの委託事業。湖南省では、令和5年度から全中学校区で取り組んでいる。

注¹⁵ 生命（いのち）の安全教育：性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、子どもの発達段階に応じて教育を実施する。国「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」の一つ。

（2）学びの保障 ～自覚して学ぶ～ 「子どもの学びづくりプロジェクト」の取組

- ・人生100年時代を豊かに生きるためには、^{注16}「非認知能力」を育てることが重要です。そのため、教科横断的な視点での指導計画の作成および実施、対話を重視した授業を展開します。
- ・全国学力・学習状況調査（以下 全国学調）の結果を綿密に分析し、今後の学びの改善につなぐなど、子どもたちへのきめ細やかな対応を工夫します。これまでの全国学調の児童・生徒質問紙調査の結果から、本市の子どもたちは「学校以外での学習時間が少ない」ことが読み取れます。そのため家庭学習の重要性について啓発し、自主性と習慣化を図る取組を保護者とともに進めます。「らくらく勉強会」を、家庭学習の習慣化を図る一助となるよう、各学校の工夫により開催します。
- ・小中連携を強固なものにするため、「子どもの学びづくり委員会」は「学び」のあり方を中

学校区で協議し、共通実践していきます。^{※17}「授業の湖南省スタイル」による学び方を基に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」だけに偏ることなく「自尊感情を高める」取組を「生きぬく力の礎育み事業」で実施します。

- ・読書は語彙を豊かにし、想像力や思考力を育て判断力を培い、集中力や忍耐力を高めます。その力は生きる力の基盤となります。また、非認知能力を向上させるため、読書習慣の定着と読書を増やすことに努めます。
- ・1人1台端末は、従来の一斉授業では対応しきれなかった学習進度や理解度の差を補い、児童生徒一人ひとりに対応した^{※18}個別最適な学びを実現するための大切なツールとして活用します。さらに、クラウドツールを活用することで、時間や場所を超えて仲間と協働し、創造的な学びを広げていきます。こうした取組をとおして、すべての子どもの可能性を最大限に引き出すことを目指します。
- ・「学びを深めるワーキンググループ」は、教科の学びの質に迫る授業改善に取り組みます。
- ・子ども自身の実感や体験を伴ったより確かな学びにするため、「本物との出会い」をキーワードにした、多様な体験活動を工夫します。
- ・社会の形成に参画する主権者である子どもたちが、社会の構成員の一員として、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を発達の段階に応じて身につけられるよう主権者教育に取り組みます。湖南省議場・湖南省役所での学習はその一例です。これは、「^{※19}湖南省版小規模多機能自治」の理念にも通じています。
- ・人間としてのあり方・生き方教育であるキャリア教育、^{※20}SDGsの取組、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育む特別活動・外国語活動・外国語科、考え・対話・議論する特別の教科 道徳、論理的思考力を育むプログラミング教育、非言語コミュニケーション能力の発達のために効果的な美術・音楽・保健体育等の分野における教育、体力向上（健康の保持増進）、学校図書館の機能を活用した授業、湖南省版音読集「ことばの宝箱」の活用、「小さな詩人たち事業」等、学校教育活動全体を通じて、変化の激しい社会を生き抜く資質・能力を伸ばし、子どもたちのウェルビーイングの向上を図ります。どの項目に重点を置いて学校づくりをするのかについては、校長が学校の方針として学校運営協議会の会議において示し、承認を受けて進めます。

^{※16}非認知能力：意欲・協調性・粘り強さ・忍耐力・計画性・自制心・コミュニケーション能力など、テストによって数値化できない個人の特性による能力。学術研究によって、非認知能力の高さが、学歴や雇用・収入に影響することが明らかになっていることから、幼児教育の分野で注目を集めている。非認知能力は、学力のように一人で身につけられるものとは異なり、集団での行動の中で成功や失敗などを経験することを通して養われるものが多い。

^{※17}授業の湖南省スタイル：①「めあて」を自覚する ②自分の考えをもつ③考えを交流する ④「まとめ」をする ⑤学習をふりかえる。特に、授業の土台となるスタイル0（黒板がきれい・本授業のめあてや、授業の流れの提示・机の高さ・すっきりした机上・床にゴミなし・教師の笑顔 などがある）は、特別な支援を必要とする子どもたちの注意集中をうながすためにも大事にしたい。

^{※18}個別最適な学び：児童生徒一人ひとりの特性・理解度・関心等に応じて、学習内容や方法、学習の進め方を工夫し、それぞれの可能性を最大限に伸ばす学び。2021年1月文部科学省中央教育審議会答申において、児童生徒同士や他者との関わりの中で、互いに考えを深め合い、多様な視点を育む「協働的な学び」とともに両者を一体的に充実させることが、主体的・対話的で深い学びの実現やすべての児童生徒の可能性を引き出すとした。

^{※19}湖南省版小規模多機能自治：市民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本理念とした地域運営組織である「地域まちづくり協議会」が主体となり、地域課題を自ら解決するため、地域で支えあう仕組みを構築し、特色ある地域づくりを進めるとともに、行政はその取組を市内4つの中学校区を生活圏域としてサポートするという体制や連携のかたち。

^{※20}SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

(3) ふるさと意識の醸成 ～地域の人と笑顔で挨拶から～ 「地域との協働」の取組

- ・市内の全小中学校は、地域と学校が連携して子どもを育てる^{注21}「コミュニティ・スクール」に指定されています。さらに、まちづくり協議会をはじめ、地域の様々な団体との協働に努め、「スクール・コミュニティ＝学校と協働して子どもを育てる地域」づくりを進めます。
- ・校長は学校運営協議会の会議において、学校運営の基本方針について説明をし、承認を受け、そこで出された意見を反映し、よりよい教育の実現に取り組みます。
- ・地域の主体者としての子どもたちの意識を醸成するために、「地域の人と笑顔で挨拶」を大切にします。
- ・各校に配置している地域コーディネーターを中心として、それぞれの特色を生かした地域学校協働活動を推進します。さらに、子どもたちが地域行事やボランティア活動など、地域住民と交流する機会や体験活動・社会参加をする機会への積極的な参加・参画と、地域にある福祉施設や介護施設等との交流も大切にします。
- ・子どもたちが校歌の意味を理解して歌うことや、湖南三山・旧東海道・中世城郭・平松のウツクシマツ自生地・天保義民の碑・磨崖仏・ぼんのかへんのか祭・お田植え踊り・いもち送りなど、数多くの有形無形の歴史文化遺産を通して地域の歴史を知ったり、魅力を発見したりする学習機会等により、帰属意識や愛校心・郷土愛を高める取組を進めます。
- ・地域で活躍する様々な分野の人材との協働のもと、その知識や技能を活用して子どもたちを支援し、やりがい・生きがいを感じられるような「生涯学習の拠点としての学校」の位置づけを明確にします。
- ・地域で功績を残した先人たちの歩みをまとめた『伝えたい故郷の話 ～心の教育・郷土資料集～』を小中学校で活用し、先人たちの努力や労苦を学ぶことにより、ふるさとへの誇りや郷土意識、またよりよい社会づくりに参画しようとする志を育て、豊かな人間性と地域を愛する心を育みます。
- ・令和6年度朝食摂取状況調査（県実施）では、小学生・中学生ともに県平均を下回っています。保護者や市健康推進員等との連携を図りながら子どもたちの朝食摂取を含む食育や、規則正しい生活づくりを進めます。
- ・生涯を豊かに楽しく生きるためには、永久歯を残しつつづけることが重要です。市内小中学生のむし歯数は年々減少傾向にありますが、口腔疾病（歯肉炎・歯周病）や口腔機能の未発達（歯並び）が課題となってきています。歯磨き指導や食の指導など生活習慣に視点を置いた指導の充実を図ります。
- ・日頃より、地元企業や事業所から学校に対して、数多くの支援をいただいています。このような企業等の社会貢献活動に応え、学校教育環境のさらなる充実を図るため、^{注22}学校教育きらめきサポーター制度の取組を継続して推進します。
- ・地元企業や事業所の協力による職場体験学習は、職業体験にとどまらず、地域の産業や人々の思いに学ぶ視点を育むこと、視野をグローバルにすること、またキャリア教育の観点からも重要であり、連携をさらに進めます。
- ・平和な日常が今後も継続することを願い、戦後70年の節目である平成27年度から始まった、湖南市「平和の鐘」の取組を、寺院やまちづくり協議会の協力を得て実施します。

^{注21} コミュニティ・スクールと、スクール・コミュニティ：「コミュニティ・スクール」とは、学校運営協議会を設置している学校をいう。学校運営協議会では、①熟議により10年後・20年後の地域を支える人間像を共有し ②育てるべき人間像に向けての取組をすることが求められる。「スクール・コミュニティ」とは、学校と協働して子どもを育てている地域をいう。スクール・コミュニティでは、「地域の学校」として、学校が活用されるようになり ②子どもが地域行事のキャストやスタッフとして活動するようになる。

^{注22} 学校教育きらめきサポーター制度：企業・事業所や団体又は個人による寄附行為等の学校応援の輪を拡大するとともに、湖南市の学校教育環境のさらなる充実と企業等の社会貢献活動の推進の好循環を図ることを目的とし、支援活動を行う企業等を認証している。



5 図書館の充実と子どもの読書活動の推進

- ・図書館を「地域を支える情報拠点」と位置づけ、市民の豊かな読書生活と、知る権利を保障する機関として、資料と情報の充実や提供に努めます。また、市民誰もが「行ってみたくなる図書館」を目指し、学びの場・つながる場をつくります。
- ・移動図書館車（マツゾウくん）の活用や市民参加によるイベント等の開催を通して、「暮らしの中の図書館」という市民感覚を浸透させるべく、市民への働きかけを強め公共図書館の充実度アップを図ります。
- ・湖南省子ども読書活動推進計画（湖南省「読書の魅力」種まきプラン）に基づき、すべての子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進します。
- ・学校教育と社会教育・関係部局との連携を強化し、様々な機会を活用し、乳幼児期から本と親しむ機会づくりに努めるとともに、図書館司書や学校司書による学校での図書館資料を使った学習支援や本に親しむ機会の拡充に努めます。さらに、保護者をはじめとする大人も、子どもとともに読書に親しむことを奨励する取組を進めます。
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（通称「読書バリアフリー法」）の理念を具現化し、障がいの有無にかかわらず読書に親しめる環境を整えるために「湖南省読書バリアフリー計画」に基づき、取組を進めます。

6 生涯学習・青少年育成の充実

- ・市民が社会や地域の課題についての学びを深め、その課題の実現のために力を発揮し、地域社会における担い手になることが求められています。多様な学習の機会を市民に提供するとともに、まちづくりセンター所管課や、生涯にわたる学習や市民の交流の拠点でもあるまちづくりセンターとの連携を深め、既存の事業を組み込みながら、社会教育による「学び」を通じて、市民の「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を推進します。生涯学習審議会は、生涯学習のまちづくりに資するための施策に関する調査審議を行います。
- ・小中学生を含む青少年が、地域住民と交流する機会や体験活動・社会参加をする機会、リーダー育成につながる機会をもち、そのような場をつくることができるように努め、青少年育成市民会議等の関係団体とともに、青少年の地域の一員としての意識を育てます。
- ・悩みや困りごとのある青少年や保護者の支援・無職少年の対策・居場所づくりのため、湖南市少年センター・青少年立ち直り支援センター「あすくる湖南」の活動の充実を図ります。
- ・家庭教育はすべての教育の基盤であるとともに、出発点でもあることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題には、社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。そのため家庭教育支援を推進します。
- ・子どもの心身の健やかな成長のために、生涯学習審議会等関係諸団体との連携を図りながら、基本的な生活習慣や社会性を身に付けるための取組をはじめとして、家庭の教育力の向上を推進します。
- ・人生100年時代を豊かに生きるためには、心身の健康の保持・増進が大切です。昨年本市では、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」において剣道競技ならびにバレーボール（知的障がいの部）、さらに「デモンストレーションスポーツ」としてキンボールスポーツ・レクリエーションとウォーキングフットボールが開催されました。この大会を通して生まれた感動とつながりを大切なレガシーとして次世代に継承します。
- ・「第3期湖南市スポーツ推進計画」に基づき、地域スポーツ団体等との連携やスポーツ推進委員などの人的・物的資源を生かしながら、いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも、スポーツに親しめる環境づくりに努めます。
- ・障がいの有無にかかわらず、個々に応じた方法で自己実現を果たせるよう、平成29年度に新設された湖南市スポーツ協会「障がい者スポーツ部」など関係者の支援を得ながら、多様な活動の機会の確保・充実を図ります。
- ・文化協会や市民との協働による文化祭や美術展・コンサート等を実施し、文化活動の支援を通して、文化芸術活動の振興を図ります。

7 教育委員会機能の強化・充実

- ・「湖南市教育大綱」に沿って、市長と教育委員会とが教育政策の方向性を共有し、一致した教育施策の執行と迅速な課題対応ができるように努めます。
- ・市民や教育現場の声を教育施策に反映していくことは大変重要なことから、教育委員が各学校運営協議会の委員やまちづくり協議会役員等、地域住民と懇談する機会や、学校職員との意見交換の機会の充実に努めます。
- ・市教育委員会は学校へ方針を示し、校長は学校経営の具体を決定します。市教育委員会は学校に伴走しつつ市全体の教育の充実を目指すことができるよう、教育委員会事務局各課の一層の連携により、機能の強化・充実を図ります。